

同 意 書

1 任意継続資格取得について

- 健康保険の任意継続に加入するためには、次の2つの条件を満たしていることが必要です。
 - 資格喪失日までに健康保険の被保険者期間が継続して2か月以上あること。
 - 資格喪失日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申請書」を提出すること。（20日以内健保必着）
- 任意継続の加入期間は被保険者の資格を取得した日から**2年間**です
- 退職後引き続き再雇用される場合は、任意継続の資格取得はできません。
- 資格取得申請書を提出後の初めて納付すべき保険料を納付期限日までに納付しなかった場合は、任意継続被保険者にならなかったものとみなします。（法第37条）
- 資格喪失日（退職日の翌日）が、任意継続の資格取得日となります。
- 任意継続の資格取得と同時に、引き続きご家族を被扶養者とする場合は、「被扶養者（異動）届」をご提出ください。（届出申請書はホームページよりダウンロード可能）

2 任意継続資格喪失について

- 次のいずれかの事由に該当したときは、（ ）内の日から任意継続被保険者の資格を喪失します。
 - 被保険者が就職して健康保険等の被保険者資格を取得したとき。（新しく資格を取得した日）
 - 被保険者が死亡したとき。（死亡した日の翌日）
 - 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき。（申請書が受理された日の属する月の翌月1日）
 - 保険料を納付期限日までに納付しなかったとき。（納付期限日の翌日）
 - 任意継続資格満了日（2年間）になったとき。満了時に「資格喪失証明書」を送付しますので、速やかに国民健康保険等の加入手続きを行ってください。
 - 被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したとき。（75歳の誕生日）
- 上記「1」「2」「3」の事由に該当するときは、「任意継続被保険者資格喪失申請書」を提出してください。（届出申請書はホームページよりダウンロード可能）
- 任意継続の資格を喪失した場合は、必ず保険証を健康保険組合に返納してください。また、高齢受給者証、限度額認定証等が交付されている場合は、併せて返納してください。紛失した時は、至急ご連絡ください。
- 資格喪失日以降に保険証の使用はできません。資格喪失日後に使用（受診）した場合、医療費の健保負担分を全額返納いただくこととなります。（法第58条1項）**

3 保険料について

- 任意継続保険料は全額自己負担となるので、申請時に保険料額を必ず確認してください。**
- 保険料は、次の場合に変更になります。
 - 任意継続加入中に40歳になり介護保険第2号被保険者に該当した場合、または任意継続加入中に65歳になり介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合
 - 健康保険料率や介護保険料率に変更された場合
 - 標準報酬月額の上限が変更された場合
- 保険料は加入した月から必要となります。また、保険料は月単位で計算されるため、日割りでの保険料納付はできません。月の途中で加入した場合も1か月分の保険料を納めていただくこととなります。
- 保険料の納付期限日は毎月10日です。半年前納・1年前納を選択している方は納付期限日が異なります。納付書を確認のうえ納めてください。**
- 前納を選択している場合、納付期限内に納付されなかった場合は割引保険料の資格はなくなり、毎月払扱いに変更となります。
- 任意継続を資格喪失する場合は、**納付済保険料は還付できません。**但し、再就職・本人死亡・保険料を前納した者で資格喪失を希望の旨申し出た場合は、還付請求書を提出することにより未経過期間に係わる保険料を還付します。（則141条第1項、第2項）
- 任意継続資格取得と同一月に再就職した場合は1か月分の保険料は徴収します。

4 「健康保険被保険者証」の交付

- 「任意継続被保険者証」は、届出受理後に交付いたします。初めて納付すべき保険料を納付期限日までに納付しなかった場合は、任意継続被保険者の資格取得が取り消しとなりますので、前事業所の資格喪失日以降、任意継続被保険者証を提示して受診した医療費は返還していただきます。

5 届出に変更がある場合

- 氏名変更・住所変更等（届出申請書はホームページよりダウンロード可能）
- 被扶養者に異動がある場合（届出申請書はホームページよりダウンロード可能）

上記の事について確認し、承知した上で任意継続被保険者制度に加入します。

令和 年 月 日（※資格喪失日以降の日付をご記入ください。）

申請者氏名

（被保険者氏名をご記入ください。）